○関東地方整備局告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　越谷都市計画道路事業三・三・三号浦和野田線

三　事業施行期間　自令和八年四月三日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島字五番並びに埼玉県吉川市大字上内川字上中通及び字上中島並びに大字旭地内

使用の部分　埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島字中東及び字中西並びに埼玉県吉川市大字上内川字上中通地内

○関東地方整備局告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　越谷都市計画道路事業三・三・五十号蒲生柿木川戸線及び草加都市計画道路事業三・三・四十三号蒲生・柿木川戸線

三　事業施行期間　自令和八年四月三日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県越谷市川柳町四丁目及び川柳町五丁目並びに埼玉県草加市柿木町字梅、字竹及び字宝地内

使用の部分　埼玉県越谷市川柳町五丁目並びに埼玉県草加市柿木町字梅及び字宝地内

○関東地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
神奈川県高座郡寒川町一之宮五丁目三〇四三番一から同町一之宮二九九七番一まで	前	二一・三八～一五四・五五メートル
	後	二一・三八～一五四・五五メートル 二四・九五～一五四・五五　〇・八四九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　四百六十八号

供用開始の区間　神奈川県高座郡寒川町一之宮五丁目三〇四三番一から同町一之宮二九九五番一まで

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月三日

○関東地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　十六号

供用開始の区間　市原市姉崎海岸一三四番から袖ケ浦市長浦字拓弐号五八〇番七六まで

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月三日

○関東地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　十九号

供用開始の区間　安曇野市明科中川手三五二〇番七から同市明科中川手三七六二番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月三日

○中部地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
豊田市東新町五丁目二八番一から同市逢妻町四丁目二八番三まで	前	Ｂ　九・六〇～一〇六・八〇メートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ａ　六・二三五キロメートル Ｂ　九・六〇～一〇六・八〇　二六・八六～一七三・九〇　六・二三五　三・六四四	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名　百五十五号

供用開始の区間　豊田市宮口町三丁目一〇九番一から同市宮口町二丁目三五番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月三日